

# 国民健康保険税の減免制度について

新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者<sup>※</sup>が次の要件を満たす場合、申請によりその世帯の国民健康保険税が減免となります。(申請期限 令和4年3月31日まで)

<sup>※</sup>世帯の主たる生計維持者とは、世帯主または同一世帯の国民健康保険加入者であり、主にその者の収入によって生計を維持している方です。

## 対象となる世帯

- (1) 令和3年4月1日以降に、新型コロナウイルス感染症により、世帯の主たる生計維持者が死亡又は重篤な傷病（1か月以上の治療）を負った世帯
- (2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれ、次の①～④のすべてに該当する世帯

- ①世帯の主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入又は給与収入のいずれかが、令和2年に比べて10分の3以上減少する見込み<sup>(※1)</sup>であること
- ②①の10分の3以上の減少が見込まれる収入の、令和2年中の所得の合計が0円(またはマイナス)ではないこと
- ③世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額<sup>(※2)</sup>が1,000万円以下であること
- ④世帯の主たる生計維持者の収入減少が見込まれる種類の所得以外の令和2年の所得の合計額が400万円以下であること

(※1)国や都道府県等から支給される各種給付金は収入に含みません。保険金や損害賠償金により補てんされるべき金額は収入に含みます。

(※2)税法上の合計所得金額ではなく、退職所得を除く総所得金額等から特別控除額を引いた金額となります(以下、同様です)。

- ◆令和2年中の所得が確認できない場合(未申告など)、減免手続きができませんのでご注意ください。
- ◆非自発的失業者該当(会社都合退職の事由として雇用保険を受給される方)による保険税軽減制度の対象者は、この減免制度の適用対象外となります。ただし、給与収入以外の事業収入等において①・②の基準に該当する方は対象となる場合があります。

## 減免対象となる保険税

令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に納期限が設定された令和3年度分の国民健康保険税です。

## 減免額

- (1) に該当する世帯 ⇒ **減免対象となる保険税の全額**
- (2) に該当する世帯 ⇒ **減免対象となる保険税のうち次の計算式により算出された額**

$$\text{世帯の被保険者全員の保険税額} \times \frac{\text{世帯の主たる生計維持者の減少が見込まれる収入にかかる令和2年の所得金額}}{\text{世帯の主たる生計維持者及び世帯の被保険者全員の令和2年の合計所得金額}} \times$$

世帯の主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額に応じた減免割合<sup>(※)</sup>

令和2年の合計所得金額	減免割合
300万円以下	100%
400万円以下	80%
550万円以下	60%
750万円以下	40%
1,000万円以下	20%

(※)令和2年2月1日以降に、世帯の主たる生計維持者が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業等の廃止や失業をした場合は、主たる生計維持者の令和2年の合計所得金額にかかわらず、減免割合は100%となります。

申請手続きについては、裏面をご覧ください。

( 令和4年1月以降の申請では、“減少が見込まれる”、“減少する見込み”とあるのを、“減少した”へ読み替えてください。 )

## 申請手続

- 提出する書類（提出書類に不備・不足があると審査にお時間をいただく場合があります。）  
（添付書類はお返しすることができません。必ず写しをご提出ください。）

### 対象となる世帯（１）の場合

- 国民健康保険税減免申請書(※)
- 新型コロナウイルス感染症による死亡の場合・・・死亡診断書の写し  
重篤な傷病を負った場合・・・診断書、入院証明書等の写し

### 対象となる世帯（２）の場合

- 国民健康保険税減免申請書(※)
- 新型コロナウイルス感染症の影響による収入見込額の申立書(※)
- a 令和3年中(1月から申請時点まで)の収入状況が確認できる書類・・・売上帳簿、給与明細等の写し
- b 令和2年中の収入額が確認できる書類・・・確定申告書、源泉徴収票等の写し
- c (事業等に係る各種給付金を受けている場合)受給額が確認できる書類・・・各種給付金の決定通知書等の写し
- d (令和2年2月以降の事業等の廃止や失業の場合)その事実が確認できる書類・・・廃業届、離職票、退職証明書等の写し  
dについては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業等の廃止や失業をした場合に限りです。

(※)減免申請書・収入見込額の申立書は、さいたま市ホームページよりダウンロードしてください。

ダウンロードできない場合は、お住まいの区の保険年金課国保係へご連絡ください。

### ■ 提出の方法

お住まいの区の保険年金課国保係へ『郵送』してください。（申請期限 令和4年3月31日まで 当日消印有効）  
感染症の感染拡大防止の観点から、ご来庁はお控えください。

### ■ 減免の決定（承認または不承認）について

提出された書類を審査後、お住まいの区の保険年金課から「減免決定通知書」にて通知をします。

※減免申請は多数の申請が見込まれ、審査・決定までに3か月以上を要する場合があります。

申し訳ございませんが、決定までの期間は、納期限どおりの納付をお願いいたします。

**注意** 偽りその他不正の手段により減免を受けた場合、さいたま市国民健康保険税条例施行規則第2条第4項の規定に基づき減免を取り消します。

## 詳しくは

下記ホームページにてご確認ください。  
<https://www.city.saitama.jp/001/002/001/p081397.html>

さいたま市 コロナ 国保 減免 検索

## 国民健康保険税・市税の猶予制度

国民健康保険税・市税を一時に納付することができない方のために、一定の要件に該当する場合、猶予を受けられる制度があります。猶予制度の申請書は納税課に提出してください。

詳しくは下記ホームページ、お問い合わせ先にてご確認ください。

<https://www.city.saitama.jp/001/004/003/p047985.html>

さいたま市 税 猶予 検索

お問い合わせ先：北部市税事務所(西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区) 納税課 TEL 048-646-3081 FAX 048-646-3121  
南部市税事務所(中央区、桜区、浦和区、南区、緑区、市外) 納税課 TEL 048-829-1732 FAX 048-829-1964

## 郵送先

お住まいの区の保険年金課国保係へ郵送してください。

区役所保険年金課	郵便番号	住所	TEL	FAX
西区役所 保険年金課	〒331-8587	さいたま市西区西大宮 3-4-2	048-620-2673	048-620-2768
北区役所 保険年金課	〒331-8586	さいたま市北区宮原町 1-852-1	048-669-6073	048-669-6167
大宮区役所 保険年金課	〒330-8501	さいたま市大宮区吉敷町 1-124-1	048-646-3073	048-646-3168
見沼区役所 保険年金課	〒337-8586	さいたま市見沼区堀崎町 12-36	048-681-6073	048-681-6168
中央区役所 保険年金課	〒338-8686	さいたま市中央区下落合 5-7-10	048-840-6073	048-840-6168
桜区役所 保険年金課	〒338-8586	さいたま市桜区道場 4-3-1	048-856-6183	048-856-6278
浦和区役所 保険年金課	〒330-9586	さいたま市浦和区常盤 6-4-4	048-829-6162	048-829-6234
南区役所 保険年金課	〒336-8586	さいたま市南区別所 7-20-1	048-844-7183	048-844-7278
緑区役所 保険年金課	〒336-8587	さいたま市緑区大字中尾 975-1	048-712-1183	048-712-1271
岩槻区役所 保険年金課	〒339-8585	さいたま市岩槻区本町 3-2-5	048-790-0174	048-790-0268